

諮問日：令和5年10月5日（令和5年度（情）諮問第32号）

答申日：令和6年3月21日（令和5年度（情）答申第47号）

件名：千葉地方裁判所における特定期の司法修習生のうち、実務修習の特定の期間において刑事裁判修習だった者の特定年月日を含む修習日誌の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、千葉地方裁判所長が、本件開示申出文書はいずれも廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、千葉地方裁判所長が令和5年8月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

千葉修習の第76期の司法修習生が作成した修習日誌は、保存期間の起算日が到来していないので、千葉地方裁判所がした「廃棄済み」との説明は虚偽であり、また、千葉地方裁判所は第76期の司法修習生が作成した修習日誌について虚偽の説明をしているので、第74期及び第75期の各司法修習生が作成した修習日誌についても存在している可能性がある。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出について、千葉地方裁判所において探索を行ったが、本件開示申出文書は存在しなかった。
- 2 司法行政文書については、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、そ

の保存期間を1年以上とする必要がない文書（以下「短期保有文書」という。）については、司法行政文書の整理を行う必要がなく（平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第4の1及び第4の3の(4)）、また、短期保有文書については、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄することとされている（平成24年12月6日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「下級裁判所実施通達」という。）記第11の2の(5)）。

- 3 千葉地方裁判所において、修習日誌は、各クールの司法修習生に1日ずつ担当日を割り当て、当該担当日の司法修習生に対し、修習指導担当裁判官等が修習の実施状況や効果等を確認するため、担当日の修習内容及び感想のほか、原判断庁における修習全般に関する感想等を記載させ、提出させている。提出された修習日誌は、短期保有文書として管理し、修習の実施状況や効果等を確認するために必要な供覧の終了後、短期保有文書であることから、直ちに廃棄している。

なお、分野別実務修習の第3クールの終期は、第74期は令和3年10月、第75期は令和4年6月、第76期は令和5年6月であり、千葉地方裁判所にそれぞれの時期に提出され供覧に付した修習日誌は、苦情申出人のした本件開示申出時点（令和5年7月10日）において既に廃棄しているため、存在しない。

- 4 苦情申出人は、千葉修習の第76期の司法修習生が作成した修習日誌は、保存期間の起算日が到来していないので、千葉地方裁判所がした「廃棄済み」との説明は虚偽であり、また、千葉地方裁判所は第76期の司法修習生が作成した修習日誌について虚偽の説明をしているので、第74期及び第75期の各司法修習生が作成した修習日誌についても存在している可能性がある旨主張する。
- 5 上記のとおり、千葉地方裁判所における修習日誌作成の目的は、供覧者にお

いて、修習の実施状況等を確認することであるため、供覧者が修習日誌を一読し、修習の実施状況等を確認した時点でその目的を達成するものといえ、千葉地方裁判所が第74期、第75期及び第76期の司法修習生が作成した修習日誌をいずれも廃棄したとする点に何ら不合理な点はない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年10月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和6年2月16日 審議
- ④ 同年3月15日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の説明によれば、千葉地方裁判所においては、各クールの司法修習生に1日ずつ担当日を割り当てた上、担当日の修習内容及び感想のほか、千葉地方裁判所における修習全般に関する感想等を記載させ、修習日誌として提出させているが、提出された修習日誌は、短期保有文書に該当すると判断し、修習の実施状況や効果等を確認するために必要な供覧の終了後に直ちに廃棄しているとのことである。

当該説明につき、まず、司法行政文書に関しては、管理通達記第4の1の定めにより、職員は、司法行政文書の整理を行わなければならないが、短期保有文書については、その対象から除外されていること、下級裁判所実施通達記第11の2の(5)において、短期保有文書については、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄することとされている。

そして、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、修習日誌は、司法研修所から委託を受けた各地方裁判所が実務修習を実施する際に指導準則等として用いる文書である「司法修習生指導要綱」、「分野別実務修習における各分野の指導準則」及び「司法修習生の司法修習に関する事務便覧」のいずれにも

定めがないことが認められ、したがって、修習日誌の作成を求めるか否か及びその目的については、専ら各地方裁判所の運用に委ねられているということが出来るから、そのような運用に照らせば、提出された修習日誌を短期保有文書として管理し、供覧の終了後に直ちに廃棄するという千葉地方裁判所における上記取扱いが不相当であるとはいえない。

また、第74期から第76期までの分野別実務修習の第3クールの終期が最高裁判所事務総長の説明のとおりであること及び本件開示申出の時期に照らしても、本件開示申出文書はいずれも廃棄済みであるという最高裁判所事務総長の説明に特段不合理な点は見当たらない。

- 2 以上のとおり、原判断については、千葉地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

## 別紙

- 1 千葉地方裁判所が作成又は取得した、千葉修習の第74期司法修習生のうち、分野別実務修習第3クール（令和3年8月19日から令和3年10月13日まで）において刑事裁判修習だった全ての者の、令和3年8月24日（刑事裁判問研起案の実施日）を含む修習日誌の、原本・写し・電磁的記録
- 2 千葉地方裁判所が作成又は取得した、千葉修習の第75期司法修習生のうち、分野別実務修習第3クール（令和4年4月7日から令和4年6月2日まで）において刑事裁判修習だった全ての者の、令和4年4月8日（刑事裁判問研起案の実施日）を含む修習日誌の、原本・写し・電磁的記録
- 3 千葉地方裁判所が作成又は取得した、千葉修習の第76期司法修習生のうち、分野別実務修習第3クール（令和5年4月21日から令和5年6月15日まで）において刑事裁判修習である全ての者の、分野別実務修習第3クール刑事裁判問研起案の実施日を含む修習日誌の、原本・写し・電磁的記録